(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成20年度		
計画更新年度	令和5年度		
主体	能代市		

能代市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

所 在 地 FAX番号

担 当 部 署 名 能代市農林水産部農業振興課 秋田県能代市上町 | 番3号 電 話 番 号 0185-89-2183 0 | 85 - 89 - | 774 メールアドレス nourin@city.noshiro.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ
計画期間	令和6年度~令和8年度
対象地域	能代市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和5年度)

		 被害の現状	
鳥獣の種類		被害数值	
	品目	被害面積(ha)	被害金額(千円)
ニホンザル	水 稲	0.243	3 4 7
	穀物(水稲以外)	0.200	4 1
	野菜	0.040	2 4 7
	果樹	0.002	5
	小 計	0.485	6 4 0
ツキノワグマ	水稲	0.732	1,046
	穀類(水稲以外)	1.544	161
	野菜	0.005	3 5
	果樹	0.663	2, 973
	養蜂	I 5 箱	487
	小 計	2. 944	4, 702
	水稲	0. 4 4	206
イノシシ	野菜	0.005	2 9
	小 計	0. 149	2 3 5
ニホンジカ		0	0
合	計	3. 578	5, 577

(2)被害の傾向

〇ニホンザル

平成 | 4年、梅内地区で農作物被害が確認されたのをはじまりとして、年々被害地域が拡大し、現在では市の北部、白神山地に接する種梅・常盤両地域全体に広まっている。

野菜や水稲、果樹に被害がもたらされており、生産者の意欲が減退し山間農地の 不作付地が広がり、荒廃農地化が懸念される。

箱わなによる捕獲や銃器による追い上げにより被害抑止に努めているが、サルの 警戒心が高まり、人けのない時間帯に田畑へ侵入し被害にあっている。

個人の簡易電気柵の設置による被害防止対策が広がり、被害額はわずかに減少している。

〇ツキノワグマ

ツキノワグマは人の生活圏での目撃が大幅に増加し、市街地での目撃も相次い だ。

農作物被害のほか、市境付近では人身被害も発生しているため、人の生活圏に近づかせないよう対策を講じる必要がある。

〇イノシシ

イノシシは目撃情報が年々増加しており、一部地域ではあるが農作物被害が拡 大している。繁殖力も高いことから早期対策による定着の阻止が必要とされる。

〇二ホンジカ

目撃情報は少ないが、農作物被害は毎年確認されている。今後、群れを形成しての地域定着化が危ぶまれることから対策が必要とされる。

(3)被害の軽減目標(|割程度の減)

指標	現状値(令和5年度)		目標値(<	令和8年度)
ニホンザル	被害面積(ha)	被害金額(千円)	被害面積(ha)	被害金額(千円)
水稲	0.243	3 4 7	0.219	3 2
穀物(水稲以外)	0.200	4 1	0.180	3 7
野菜	0.040	2 4 7	0.036	2 2 2
果樹	0.002	5	0	0
小 計	0.485	6 4 0	0.435	5 7 I
ツキノワグマ	被害面積(ha)	被害金額(千円)	被害面積(ha)	被害金額(千円)
水 稲	0.732	1,046	0.659	941
穀類(水稲以外)	1.544	161	1.390	145
野菜	0.005	3 5	0.004	3 2
果樹	0.663	2, 973	0.597	2, 676
養蜂	I 5箱	487	I 3箱	4 3 8
小 計	2. 944	4, 702	2.650	4, 232
イノシシ	被害面積(ha)	被害金額(千円)	被害面積(ha)	被害金額(千円)
水 稲	0.144	206	0.130	I 8 5
野菜	0.005	2 9	0.004	2 6
小 計	0.149	2 3 5	0. 134	2
ニホンジカ	被害面積(ha)	被害金額(千円)	被害面積(ha)	被害金額(千円)
	0	0	0	0
合 計	3. 578	5, 577	3. 219	5,014

(4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に	1. 能代市鳥獣被害対策実施隊(実施隊員の高齢化により担い手が
関する取	以下、「実施隊」。)による	不足しており、新規狩猟免許希望者
組	箱わな捕獲(止めさし)の実施	もあまり現れない状況である。
	並びに焼却処理。	市街地等では銃器による有害鳥獣
	2. 狩猟免許等取得への補助金	捕獲が実施できないため、対応方法
	上限50,000円×4名分	の整備が課題となっている。
	※R4実績 件 50,000円	
	R5実績 I件 50,000円	

防護柵の 設置等に 関する取

組

- | 1. 地域住民による追い払いや実 | 実施隊員の高 施隊による追い上げ、捕獲の実 | 不足している。 | 施。 | 管理不足によ
 - 2. 放任果樹の伐採除去

3. 防護柵設置に対する補助金 上限100,000円×3件分 ※R4実績 I件 26,000円 R5実績 0件 実施隊員の高齢化により担い手が不足している。

管理不足による放任果樹が増加している。

ニホンザルについては、追い払い を実施しても一時的な効果しか得ら れず、人けのない時間帯の対応が困 難となっている。

(5) 今後の取組方針

〇ニホンザル

① 住民自身による追い払い

これまで行ってきたロケット花火等による追い払いに加えて、集落全体での監視体制の強化を行うことにより、被害者自身による取り組みを促進する。

② 実施隊の箱わなによる捕獲

これまで目撃や出没の痕跡があった地域において、箱わなによる捕獲を継続して実施し、農作物被害の防止を図る。

③ 防護柵の設置に対する助成

予防策として効果をあげている簡易電気柵の普及を推進し、農作物被害の減少 を図る。

④ ICT新技術等の活用について

捕獲や追い払い等へのICT新技術の導入を検討する。

〇ツキノワグマ

① 追い払い及び捕獲

これまで目撃や出没の痕跡があった地域において、パトロール強化やロケット花 火等による追い払い、箱わな、銃器による捕獲等を実施し、農作物及び人身被害の 防止に努める。

令和5年は市街地での出没が多発したことから、継続して実施していく。

② 放任果樹の伐採除去

カキやクリなどで収穫されずに放置されている放任果樹を伐採し、人の生活圏へ 誘引の原因を除去することで人身被害を防止する。

③ 緩衝帯の整備について

市街地周辺の里山に緩衝地帯を整備し、クマの市街地への移動を抑制し、農作物 被害及び人身被害を防止する。

④ ICT新技術等の活用について

捕獲や追い払い等へのICT新技術の導入を検討する。

〇イノシシ

以前から生息は確認されており、農作物被害も年々増加している。

引き続き、頭数増加に伴う生息域の拡大防止に努めるべく、各種情報を基にくくりわな、銃器による捕獲を実施し、被害の未然防止を図る。

〇ニホンジカ

令和2年度にニホンジカによる農作物被害が確認されている。その後、被害は毎年0.05haほど確認されており、繁殖による生息域の拡大に伴う農林業被害や環境悪化を未然に防ぐため、捕獲を積極的に行う。

共通で、里山に鳥獣が出没する頻度を少なくするために、不要となった野菜等を 畑に放置しないよう農家へ周知していく。

また、鳥獣が隠れやすい藪を刈るよう住民へ周知していく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

実施隊による捕獲を引き続き実施する。捕獲には箱わなや散弾銃を利用し行う。接近しての捕獲が困難な場合は周囲の安全を充分確認の上、ライフル銃を使用し捕獲を行う。

また、狩猟免許取得への助成を行い、担い手の確保に努める。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6 ~ 8	ニホンザル	現有の箱わな13基による捕獲を実施。
		必要に応じて銃器による捕獲も行う。
6 ~ 8	ツキノワグマ	現有の箱わな16基による捕獲を実施。
		必要に応じて箱わなを増設する。
		必要に応じて銃器による捕獲も行う。
6 ~ 8	イノシシ	くくりわなを使用して捕獲を実施。
		必要に応じてくくりわなを増設する。
		必要に応じて銃器による捕獲も行う。
		必要に応じて囲いわなを用意し捕獲を行う。
6~8	ニホンジカ	くくりわなを使用して捕獲を実施。
		必要に応じてくくりわなを増設する。
		必要に応じて銃器による捕獲を行う。
		必要に応じて囲いわなを用意し捕獲を行う。

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

・ニホンザル

秋田県第二種特定鳥獣管理計画(第5次二ホンザル)に基づいた捕獲とする。 農地に出没を繰り返す群れを対象に捕獲を行い、人間との棲み分けと農作物被害 の減少を目指す。

・ツキノワグマ

秋田県第二種特定鳥獣管理計画(第5次ツキノワグマ)に基づいた捕獲とする。 農地及び人家周辺に出没を繰り返す個体を対象に捕獲を行い、人身被害の防止 と農作物被害の減少を目指す。

・イノシシ

秋田県第二種特定鳥獣管理計画(第2次イノシシ)に基づいた捕獲とする。 各種調査、情報に基づき、被害が無い地域でも予察捕獲を行い生息域の拡大を 防ぐ。

・ニホンジカ

秋田県第二種特定鳥獣管理計画(第2次ニホンジカ)に基づいた捕獲とする。 各種調査、情報に基づき、被害が無い地域でも予察捕獲を行い生息域の拡大を 防ぐ。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
刈	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンザル	50頭	5 0 頭	50頭
ツキノワグマ	秋田県第二種特定	鳥獣管理計画(第5	次ツキノワグマ)に
747774	基づく必要最小限の	頭数。	
イノシシ	秋田県第二種特定	2鳥獣管理計画 (第2)	次イノシシ)に基づ
	き可能な限り捕獲を	行う。	
ニホンジカ	秋田県第二種特定	2鳥獣管理計画 (第2	次ニホンジカ)に基
	づき可能な限り捕獲	隻を行う。	

捕獲等の取組内	容	
・ニホンザル	手段	銃器、箱わな
	時期	通年
	場所	種梅地域、常盤地域の農地
・ツキノワグマ	手段	銃器、箱わな
	時期	通年
	場所	目撃又は出没のある地区
・イノシシ	手段	銃器、くくりわな、囲いわな
	時期	通年
	場所	目撃又は出没のある地区
・ニホンジカ	手段	銃器、くくりわな、囲いわな
	時期	通年
	場所	目撃又は出没のある地区

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

箱わなや散弾銃による捕獲のための接近が困難であり、遠距離からの捕獲が可能 である場合、周囲の安全と、特にバックストップを充分確認して実施する。

(4)許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣	
能代市全域	ツキノワグマ	
	人への被害を防止する目的で捕獲を行う場合に限る。	

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣		整備内容		
刈 家局訊	令和6年度 令和7年度 令和8年度			
	なし	なし	なし	

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンザル	住民による追い払い や監視体制の強化を行 う。	同左	同左

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

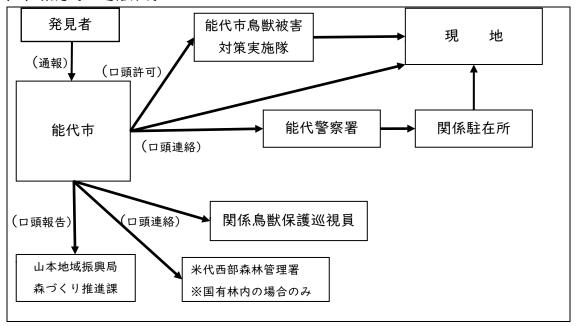
年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	ニホンザル、ツキノワグ	地域の意向を確認しながら緩衝帯の整
	マ、イノシシ、ニホンジカ	備や放任果樹の除去等を継続して実施し
		ていく。
令和7年度	ニホンザル、ツキノワグ	
	マ、イノシシ、ニホンジカ	同上
令和8年度	ニホンザル、ツキノワグ	
	マ、イノシシ、ニホンジカ	同上

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
	関係課により現地を確認し状況把握に努め、許可権
	限を有する機関等へ口頭又は書面による捕獲許可を申
能代市	請すると同時に防災無線や自治会連絡網を活用し地域
(農業振興課、環境産業課)	住民へ注意喚起を行い、関係部局へ情報提供する。
	また、警察等と協力し周辺住民の安全を確保しなが
	ら実施隊とともに対象鳥獣の捕獲を行う。
山本地域振興局	書面により対象鳥獣の捕獲許可のほか、指導・助言
(森づくり推進課)	を行う。
	能代市、山本地方連合猟友会に情報を提供すると同
能代警察署	時に現場の安全確保を図る。捕獲のための住宅地内に
	おける銃器使用に関しては能代市と協議を行う。
	能代市からの出動要請のもと、迅速に現場へ出動し
能代市鳥獸被害対策実施隊	対応する。対象鳥獣の捕獲許可のもと、捕獲実施を行
	う。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

秋田県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領に基づき、適正に処理する。

- 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項
- (1)捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	需要と供給、流通や販売などの環境が整備されていな
	いことから困難である。
ペットフード	需要と供給、流通や販売などの環境が整備されていな
	いことから困難である。
皮革	需要と供給、流通や販売などの環境が整備されていな
	いことから困難である。
その他	需要と供給、流通や販売などの環境が整備されていな
(油脂、骨製品、角製品、	いことから困難である。
動物園等での屠体給餌、	
学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

協議会の名称 能代市鳥獣被害対策協議会

構成機関の名称		関の名称	役割
能代市 農業		環境衛生課	鳥獣保護の立場から、鳥獣害対策への提言・助言を 行う。ツキノワグマによる人身被害を防止する目的に 限り口頭又は書面により捕獲許可を行う。
		農業振興課環境産業課	農林業振興の立場から、鳥獣害対策への提言・助言 を行う。また、協議会の事務局となり、各組織との連 携・調整を図る。
能代警察署			銃器や火薬の使用に関する指導・監督や鳥獣害対策 への提言・助言を行う。
山本地方連合猟友会		合猟友会	銃器等を用いた追い上げ活動等に直接関わる団体の 立場から、鳥獣害対策への提言・助言を行う。
	JAあ	きた白神	農業者の組織団体としての立場から、鳥獣害対策へ の提言・助言を行う。
農業関係	JA果樹部会		今後、被害の増加が予想される果樹について、果樹 部会のネットワークを活用して、被害や出没状況を把 握・報告するとともに、鳥獣害対策への提言・助言を 行う。
	多面的機能発揮促進事 業取組団体		農地保全の立場から、事業実施への影響や被害地区 の実態をもとに、鳥獣害対策への提言・助言を行う。
自治会、町内会		内会	被害地域の自治会、町内会として、被害や出没状況を把握・報告し、鳥獣害対策への提言・助言を行うとともに、被害防止対策の内容や実施状況について地域へ発信・周知する。
白神森林組合		合	森林整備・保全の立場から、鳥獣害対策への提言・ 助言を行う。
鳥獣保護巡視員		視員	鳥獣保護の専門家としての立場から、鳥獣害対策へ の提言・助言を行う。
秋田県山本地域振興局		地域振興局	行政の上部組織としての立場から、情報提供を行う
(森づくり推進課.農業振興普及課)		果.農業振興普及課)	とともに、鳥獣害対策への提言・助言を行う。

(2)関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
なし	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

能代市鳥獣被害対策実施隊は、能代市鳥獣被害対策実施隊設置に関する規則に定める者で構成する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

市街地等におけるツキノワグマの出没対応については、体制、役割分担、関係機関ごとの事務分掌、対応方法について別途マニュアルで定める。

重大な人身事故が発生したときは、関係機関と連携し情報共有に努め、速やかに対応する。秋田県ツキノワグマ被害防止連絡会議等設置要綱により、ツキノワグマ被害緊急対策会議が設置されたときは、その指示に従う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策の実施にあたり、隣接する市町村との情報交換を行いながら、広域的な対策について検討する。